

第1 監査の対象

企画政策部(秘書課、企画政策課、デジタル推進課、広報広聴課)

第2 監査の期間

令和4年9月2日から令和4年11月16日まで

第3 監査の方法

令和3年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的、効果的に行われているかについて、春日井市監査基準に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 契約に関する事務

- ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。
- イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。
- ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

(2) 補助金の交付に関する事務

- ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。
- イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。
- ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- ウ 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。
- エ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 支出に関する事務

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約に関する事務
 - ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。
- (4) 財産管理等に関する事務
 - ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
 - イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。
 - ウ 庶務事務は適正に行われているか。
- (5) 指定管理に関する事務
 - ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。
 - イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

企画政策部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 契約に関する事務

ア 契約関係書類の確認が適切でなかったもの

行政相談業務委託契約書について、契約期間に記載誤りが見受けられた。また、変更契約書に記載された契約額変更に関する内容について、当初の契約書との不整合が見受けられた。

契約書の作成に当たっては、春日井市契約規則に基づき適正な事務処理を徹底するとともに、チェック機能の強化を図られたい。 (広報広聴課)

(2) 財産管理に関する事務

ア 刊行物の出納に係る事務が適切でなかったもの

「春日井のむかし話(上)・(下)」について、刊行物出納簿における現在高と実際の在庫数に不一致がみられた。

刊行物の出納に係る事務に当たっては、出納の記録や検査など春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。(企画政策課)

イ 備品管理の事務手続が適切でなかったもの

機器更新により不用となった業務用MDレコーダーについて、不用決定をすることなく廃棄処分されていた。

備品の出納に当たっては、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。(広報広聴課)